

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度 (2025年度)
計画主体	小清水町

## 小清水町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：小清水町役場産業課農業振興係  
所在地：斜里郡小清水町元町2丁目1号1番  
電話番号：0152-62-4474  
FAX番号：0152-62-4198  
メールアドレス：nourinmgr@town.koshimizu.hokkaido.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。  
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、ドバト・キジバト、ハシブト・ハシボソカラス、ユキウサギ、アライグマ、アメリカミンク
計画期間	令和7年度（2025年度）～令和9年度（2027年度）
対象地域	小清水町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度（2024年度））

鳥獣の種類	品目	被害の現状	
		被害面積	被害金額
エゾシカ	馬鈴薯	158.5ha	23,851 千円
	ビート	299.7ha	34,232 千円
	小麦	198.7ha	17,367 千円
	大豆	56.2ha	4,706 千円
	小豆	9.9ha	1,010 千円
	人参	5.0ha	1,343 千円
	玉葱	17.8ha	4,914 千円
	牧草	16.6ha	1,884 千円
	デントコーン	18.1ha	568 千円
	かぼちゃ	0.4ha	260 千円
	小計	781.0ha	90,134 千円
ヒグマ	ビート	71.4ha	3,958 千円
	小麦	15.8ha	1,433 千円
	人参	2.0ha	384 千円
	デントコーン	16.7ha	1,032 千円
	小計	105.9ha	6,807 千円
キツネ	馬鈴薯	24.5ha	1,487 千円
	ビート	128.3ha	7,430 千円
	小麦	16.9ha	777 千円
	大豆	4.6ha	85 千円
	人参	3.2ha	1,055 千円
	玉葱	7.3ha	1,080 千円
	小計	184.8ha	11,913 千円

ドバト・キジバト	大豆	32.7ha	1,831 千円
ハシブト・ハシボソ カラス	かぼちゃ	1.8ha	1,298 千円
ユキウサギ	馬鈴薯	2.3ha	62 千円
	ビート	36.4ha	1,875 千円
	小麦	2.7ha	56 千円
	大豆	19.1ha	592 千円
	人参	2.8ha	671 千円
	玉葱	3.0ha	270 千円
	小計	66.3ha	3,525 千円
アライグマ	不明	不明	不明
アメリカミンク	不明	不明	不明

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

## (2) 被害の傾向

エゾシカは、シカ侵入防止策の補修や嵩上げなどにより、農地等への侵入を防止しているが、常に防護柵の周辺を歩き侵入できる箇所を伺っており、倒木や冬期間などにより破損した箇所から侵入しているため、依然として農作物の被害が発生している。

また、防護柵の設置が困難な河川などからも侵入するため、河川付近の農地も多くの被害が発生している。特に沢沿いや山林が多い神浦・上徳・共和・水上地区において被害が多く発生している。

ヒグマは、近年個体数の増加が注目されており、本町においても目撃情報が多くあることから個体数は増加していると思われる。また、防護柵の下の土を掘る又は防護柵を乗り越えて侵入することから柵が破損などした場合、エゾシカの侵入にもつながってしまう。特に沢沿いや山林が多い神浦・上徳・共和・倉栄・水上地区等において出没及び被害が発生しており、ビート、小麦、デントコーン畑で被害が拡大している。

ドバト・キジバト、ハシブト・ハシボソカラスは、町内全域に生息しており、農作物の生育期間に被害が発生しているほか、年間を通じて子牛等が襲われるなど被害が発生している。

ユキウサギは、農作物の生育期間に山沿いの神浦・上徳・共和地区等において被害が発生している。

アライグマ、アメリカミンクは、生育・被害状況は不明であるが、アライグマは近隣市町で生息が確認されており、今後被害の発生が懸念される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値（令和6年度）	目標値（令和9年度）
エゾシカ	被害面積	781.0ha	702.9ha
	被害金額	90,134 千円	81,120 千円
ヒグマ	被害面積	105.9ha	95.3ha
	被害金額	6,807 千円	6,126 千円
キツネ	被害面積	184.8ha	166.3ha
	被害金額	11,913 千円	10,721 千円
ドバト・キジバト	被害面積	32.7ha	29.43ha
	被害金額	1,831 千円	1,647 千円
ハシブト・ハシボソカラス	被害面積	1.8ha	1.6ha
	被害金額	1,298 千円	1,168 千円
ユキウサギ	被害面積	66.3ha	59.6ha
	被害金額	3,525 千円	3,172 千円
アライグマ	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
アメリカミンク	被害面積	—	—
	被害金額	—	—

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象鳥獣の捕獲要請</li> <li>対象鳥獣のパトロール及び捕獲</li> <li>射撃技術講習会の実施</li> <li>農用地周辺の雑木刈り払い</li> <li>新規狩猟免許取得に係る一部費用助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>猟友会員の高齢化と担い手不足</li> <li>夜間の出没（柵内への侵入）</li> <li>集落、住民意識と自己防衛</li> <li>銃所持の規制強化</li> <li>国有林への入林制限</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵の点検</li> <li>破損した防護柵の補修</li> <li>防護柵設置部分の枝払い及び草刈</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒグマについては、通常の防護柵では農地への侵入を防ぐことができない。</li> <li>積雪やヒグマにより破損した防護柵の金網や支柱の修繕。</li> </ul>

生息環境管理その他の取組		
--------------	--	--

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

関係機関等と被害情報の共有化を図り、対象鳥獣の個体を減少させるなど適切な方策を講じ、引き続き農畜作物被害の削減に努めるとともに、新たな猟友会員の確保や人材育成・捕獲技術向上・ICT機器の導入など、捕獲体制を含めた連携強化を図る。

また広域的な対応が必要となる場合は、近隣町と連携を図り、被害防止に向けた効果的な対策を講ずる。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲を実施するとともに、銃器及び罠による捕獲体制を強化する。

また、ヒグマやエゾシカ等はライフル銃による捕獲が有効なため、ライフル銃又はハープライフル銃の所持許可を受けている鳥獣被害実施隊員については、必要に応じライフル銃又はハープライフル銃による捕獲体制を整備する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に

従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 (2025年度)	エゾシカ ヒグマ キツネ ドバト・キジバト ハシブト・ハシボソカラス ユキウサギ アライグマ アメリカミンク	・箱罠、くくり罠の設置 ・捕獲技術向上研修会 ・新規狩猟免許取得者に要する費用の一部助成 ・猟具（ICT機器）の導入
令和8年度 (2026年度)	同上	同上
令和9年度 (2027年度)	同上	同上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>エゾシカについては、農地等に侵入する個体数の減少がみられなく、農業被害も依然として高いため、状況を勘案しながら捕獲数を設定する。</p> <p>ヒグマについては、出没及び被害が発生した場合にのみ捕獲となるが、目撃頻度と農業被害の高さから計画的に捕獲数を検討する。</p> <p>その他の鳥獣については、過去の捕獲実績に基づき、関係機関と協議の上設定する。</p> <p>アライグマ、アメリカミンクについては、生息を確認した時点で防除実施計画に基づき、計画的に捕獲数を検討する。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
エゾシカ	400	400	400
ヒグマ	10	10	10
キツネ	120	120	120

ドバト・キジバト	200	200	200
ハシブト・ハシボソカラス	200	200	200
ユキウサギ	60	60	60
アライグマ	—	—	—
アメリカミンク	—	—	—

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>エゾシカの捕獲は、年間を通じて銃器・罠により小清水町一円で実施。  ヒグマの捕獲は、出没及び被害が発生した場合に銃器・罠により実施。  キツネの捕獲は、年間を通じて銃器・罠により小清水町一円で実施。  ドバト・キジバトの捕獲は、4～9月に銃器により小清水町一円で実施。  ハシブト・ハシボソカラスの捕獲は、4～9月に銃器・罠により小清水町一円で実施。  ユキウサギの捕獲は、5月～9月に銃器・罠により小清水町一円で実施。  アライグマ・アメリカミンクの捕獲は、生息を確認した時点において実施。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>ヒグマやエゾシカ等はライフル銃による捕獲が有効なため、出没情報や被害状況に応じ、ライフル銃又はハープライフル銃による捕獲を実施する。</p>

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する

場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
エゾシカ	状況に応じて検討する。		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
斜里警察署小清水駐在所	住民等への啓発、立入・交通規制
北海道猟友会小清水支部 小清水町鳥獣被害対策実施隊	捕獲及びパトロールの実施
小清水町農業協同組合	農作業中における事故防止のための注意喚起 対象鳥獣の目撃情報等の収集
小清水町役場	対象鳥獣の捕獲指示、関係機関との連絡調整、 パトロール及び情報収集



- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、  
 猟友会等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべ  
 き役割を記入する。  
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は  
 生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合  
 は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により  
 記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ヒグマとエゾシカについては、オホーツク地域化製場（湧別町）に搬入し、化  
 製処理する。その他の小型鳥獣は、小清水町一般廃棄物処理施設において埋設  
 処理する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をし  
 た鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有  
 効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲したエゾシカの食肉利用を促進する。
ペットフード	
皮革	
その他 （油脂、骨製品、角 製品、動物園等で のと体給餌、学術 研究等）	・保健所や大学研究機関等の求めに応じ、捕獲したキ ツネ、ヒグマの一部については検体として提供する。

- (注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

- (注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品  
 等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	小清水町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
小清水町農業協同組合	協議会の運営、被害防止施策の実施 農作物被害取りまとめ
小清水町鹿侵入防止柵設置協議会	協議会の運営、被害防止施策の実施 鹿防護柵施設維持管理
北海道猟友会小清水支部	協議会の運営、被害防止施策の実施 捕獲及びパトロール等の実施
小清水町役場	総括的な協議会の運営、被害防止施策の実施 有害鳥獣捕獲の指示等、関係機関との全体調整

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
オホーツク総合振興局	被害防止対策への指導・助言 有害鳥獣捕獲許可等

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊委員は、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律第9条第3項に規定する者とし、小清水町長が任命する。 関係機関と連携し、本町の被害防止計画に基づく被害防止対策を適切に実施する。
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認

める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

(別紙)

対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合における緊急時の連絡体制

